

監査公表第21号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年11月22日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査の対象

財政援助団体 新城市体育協会
団体の所管課 教育部生涯共育課

第2 監査に当たった監査委員

近藤 隆、下江洋行（ただし、令和元年11月11日までは滝川健司）

第3 監査の期間

令和元年8月23日～令和元年11月19日

第4 監査の方法

新城市体育協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第5 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市体育協会は、新城市の体育・スポーツの普及・振興を図り、市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的として設立された。

(1) 役員等数（令和元年8月末現在）

会長1名、副会長2名、理事24名（うち理事長1名、副理事長2名）、相談役1名、評議員29名、監事3名

(2) 事務局体制（令和元年8月末現在）

事務局長1名、会計1名

(3) 事業

体育・スポーツの啓発普及活動

体育・スポーツ団体の育成と連絡調整

体育・スポーツ大会・教室の開催

体育・スポーツ功労者の表彰

その他本会の目的達成に必要な事業

2 監査対象事業について	
補助事業等	
平成30年度	
新城市体育協会補助金	3, 100, 000円
令和元年度	
新城市体育協会補助金	2, 900, 000円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【新城市体育協会】

指摘事項

現金、預金の管理について事務局の会計が一人で行っていた。また、会計帳簿の確認も定期的に行われているように見受けられなかった。支払い手続きを一人に任せず、ダブルチェックや監査を定期的に行い、預金通帳と印鑑の管理は別々にするなど会計事務の管理方法を明文化されたい。

意見

- 1 決算報告書の整理について、予算流用、補正予算を適切に明記するとともに、その運用についての権限を明確化されたい。
- 2 春季、夏季体育大会の参加者を増やし、事業の活性化を図るため、より公平性を確保するよう補助制度の見直しを検討されたい。
- 3 スポーツ振興の普及を図り、もって健康寿命を向上させるなど、協会の目的達成のためには、自主財源の確保が重要である。会費、寄付、協賛金等の補助金以外の財源確保に努められたい。長寿社会における体育・スポーツの役割は健康保持、予防医療のため有効であると考えられるので、地域の体育・スポーツ振興に繋がるような事業展開を期待する。

【教育部生涯共育課】

意見

新城市体育協会が管理する現金、預金について適正な管理がなされるよう指導されたい。